

発表事項	市職員の懲戒処分について	
内 容	次のとおり市職員の懲戒処分等を行いました。	
	現 所 属	当事者①②：市長部局 当事者③：上下水道部
	職 名	当事者①：課長級 当事者②③：主幹級
	年 齢	当事者①②③：いずれも 50 代男性
	発生時期	令和 8 年 3 月
	事案の概要	<p>本件は、令和 6 年度における市有林の再造林事業において、請負業者との間で「苗木代」の負担に関する認識の齟齬（見積もり漏れ）が発生し、当時の担当者及び担当グループ長が、業者の損失を補填するため、実際の植栽本数 2,000 本を 3,000 本として虚偽の公文書（変更設計書（虚偽の設計書））を作成して、担当課長了承のもと変更契約を締結し、「虚偽の完了検査」を実施しました。</p> <p>その結果、翌年度の補助金申請において、実態と書類の乖離から国県補助金の歳入欠陥の事態を招き、市に損害を与えたものです。</p> <p>また、令和 8 年 3 月の補助金申請を行う際の問題発覚まで担当部長等への報告が一切行われないうなど、重大な事務処理の不備を確認しました。</p>
	処分量定	当事者①②③：減給 10 分の 1（6 か月）
	処分時期	令和 8 年 3 月 25 日付け
	管理監督者の処分内容	所属部長への懲戒処分を行いました。 戒告 1 名：市長部局部長級 60 代男性